

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	令和5年 第2号
受付日	令和5年10月10日
質問者	中川雅晶議員

文書質問答弁書

回答日：令和5年11月1日
担当部局：シティプロモーション部
教育委員会

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく中川雅晶議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問

マウスガードによるスポーツ外傷予防について

三重県の児童生徒等の歯・口の健康づくりの取組みは、むし歯予防を中心に展開され、本市はさわやか歯科検診もあり、8020運動に一定の効果がみられます。

しかしながら、学校教育現場の体育・スポーツ活動における口腔外傷が報告されています。令和3年度、三重県内、学校等で口に外傷を受けた子どもの人数は146人と報告されています。

文部科学省は「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」に外傷予防を歯・口の健康づくりの重要な課題と位置付けています。また、令和4年3月、三重県において「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の基本的施策にスポーツによって生じる口腔の外傷等の予防及び軽減に関することが追加されました。

特にスポーツにおける歯・口の外傷は、小学生から中学生、さらに高校生へと年齢が上がるにつれて重症化する傾向にあります。また、今後中学校の部活動の地域移行が進展していく中において、子どもたちの歯・口の健康は、生涯のQOLに直結し大変重要な課題だと考えます。

その対策の1つとして、マウスガードの効果等の普及啓発を図ることが求められています。しかし、マウスガードは、10,000円から15,000円程度の費用を要します。自治体においては、スポーツにおける口腔外傷を予防するため、マウスガード作製に要する費用の一部に対し助成する制度を構築しています。

本市においても、子どもたちの歯・口の傷害を予防するため、学校教育現場等のスポーツ活動等におけるマウスガードの普及啓発及び児童生徒を対象としたマウスガード作製費に対する助成制度を設けることが必要であると考えますが、見解を求めます。

■答弁

＜シティプロモーション部＞

スポーツ用マウスガードは、激しい接触を伴うスポーツにおいて、装着することで歯や顎の骨を保護し、口を切ったり舌をかんだりするなど口腔内の外傷予防のほか、衝撃による脳振盪の予防、また、歯自体の接触により相手選手を傷つけることの防止などに効果があると言われております。

全国的な状況としましては、ボクシングなど接触や衝突が多いスポーツについては、マウスガードの使用が義務化されていますが、野球やサッカー、柔道などの競技においては使用が義務化されていないことから、競技によって使用の状況が異なっているのが現状です。

加えて、外傷予防の観点から、マウスガード以外にも、ヘルメットや膝当てなど、競技によって使用されている頭部や関節などを保護する用具は多種多様にあります。

そのような状況の中、マウスガード作製費に対する助成については、競技間の公平性の観点からも困難であると考えています。

一方で、マウスガードの有効性については、様々な研究機関で調査研究が行われているところであり、その状況を今後とも注視していく必要があると考えています。

いずれにしましても、スポーツ活動時の事故の軽減を図るため、安心してスポーツができるよう活動時の安全確保に努めるとともに、市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどの研修会の場を通じて、事故防止の意識啓発を行っていきたいと考えていますので、御理解賜りますよう、よろしくをお願いします。

<教育委員会>

議員からご質問いただきました、マウスガードによるスポーツ外傷予防につきまして、児童生徒の口腔内の健康は、生涯のQOLの向上にとっても重要であると捉えております。

本市において、市立小中学校の体育・スポーツ活動における口腔外傷の発生件数は、令和4年度は3件、令和5年度は9月末現在2件でした。

市立小中学校の体育の授業においては、学習指導要領に則り、ルールを守り、場や用具の安全に気を配り、運動を行っています。また、学校部活動においては、四日市市部活動ガイドラインに則り、児童生徒の事故防止と安全に気を付け指導に当たっております。

なお、市立小中学校における体育・運動部活動において、ボクシングやラグビー、ラクロスなど激しい衝突や接触のある活動、取り組みは実施していないことから、マウスガードを着用する必要はないと捉えております。

今後も児童生徒の安全を最優先に考え、体育・スポーツ活動に親しみが持てるとともに、体力の向上がはかれるよう努めてまいります。